# 小規模事業者の皆さまへ

# 吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金

小規模事業者に補助金を交付 します。 地域経済の活性化を図るた 販路開拓などに取り組む

## ▼対象事業者

内小規模事業者 り、町税などの滞納がない町 創業から1年以上経過してお

### ▼対象事業

もの 業で次のいずれかに該当する 販路の新規開拓に取り組む事

### 広報 事業

更新 成および発送 ②チラシ・DM・カタログの作 ①ウェブサイトの作成および

び掲載 上へ掲載する広告の作成およ ③新聞・雑誌・インターネット

# 展示会などの出展事業

⑤試供品・販促品の製造など

④看板の作成および設置

①会場の小間借上、装飾 ②展示物の輸送など

以上)の2分の1 ※上限30万円 対象事業に係る経費(10万円

### 申請方法 申請期限 9月30日金

※申請にはその他条件があり ドできます。 ホームページからダウンロー 請書は窓口で受け取るか、町 窓口で申請してください。申 申請書に必要書類を添付し

で確認するか、お問い合わせ ます。事前に町ホームページ ください。

※予算がなくなり次第、受け 付けを終了します。

# ・申し込み・問い合わせ先

☆26・2280(直通) 産業観光課 産業振興室

第1回特別弔慰金

戦没者のご遺族

### よしおかほっとメ-

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信 されます。

### URL https://service.sugumail. com/yoshioka/

URLを入力または 二次元バーコード を読み取ってくだ さい。



タ放送を通じて、気象情報 や、町が発信する防災情報などを 見ることができます。

また、群馬テレビのデ ータ放送で は、町からのお知らせなども掲載し ています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

# 国債) ▼支給対象者

よる弔慰金の受給権を取得し 傷病者戦没者遺族等援護法に ①令和2年4月1日までに戦 順序による先順位の遺族1人 け取る人がいない場合に、次の 務扶助料や遺族年金などを受 で、令和2年4月1日現在、公 戦没者などの死亡当時の遺族

令和5年3月3日金

▼請求期限

▼注意事項 すでに第11回特

により、令和2年4月1日現 共にしていた父母、孫、祖父 ③戦没者の死亡当時に生計を

母、兄弟姉妹 (婚姻や養子縁組

た人 ②戦没者などの子

> 再度の手続きは不要です。ま 別弔慰金を請求している人の

た、請求してから審査まで時

間がかかります。 ▼問い合わせ先

☎26.2246(直通)

介護福祉課 福祉室

# 在で氏が変わっている人は除

額面25万円(5年償還の記名

▼支給内容

兄弟姉妹 ④③以外の父母、孫、祖父母、 きます。

⑤①~④以外の三親等内の親 た人に限ります。) き1年以上生計を共にしてい 族(戦没者死亡時まで引き続



10

### 教育委員会定例会の傍聴

- ●日時 8月24日逾9:00~
- ●場所 町文化センター2階研修室
- ●定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

### ▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

第三条 らの責任において適正に処 する法律 廃棄物の処理及び清掃に関 に伴って生じた廃棄物を自 (事業者の責務) 事業者は、その事業活動 第3条第1項

業種や営利目的の有無、 規 理しなければならない。

収業者に依頼する

おいて適正に処理することが は、法律により自らの責任に 築現場、病院、保育園、公共施 全て(個人で飲食店や店舗を 模にかかわらず、事業を営む に伴って発生した全てのごみ 設など) が対象です。事業活動 営む者、会社、事務所、工場、建

義務づけられています。 ▼処理方法 般的に、事業者が排出す

るごみは、「産業廃棄物」とそ

興整備組合清掃センターへ 直接持ち込む ごみの種類によっては搬入

③渋川地区広域市町村圏振

られます。 れ以外の「一般廃棄物」に分け

業系ごみをごみステーション

量の多寡にかかわらず、事

事業系ごみはごみステーションに出せません

法律で定められています

### 般廃棄物

収しています。

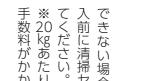
では一般家庭のごみのみを回

に出すことはできません。町

る(有料 収集運搬許可業者に依頼す ①町が許可した一般廃棄物

ページに掲載しています。 ②資源になるものは資源回 許可業者一覧は、町ホ  $\Delta$ 

います。 は県ホームページに掲載して 物再生事業者登録事業者一覧 可能な場合があります。廃棄 再生事業者登録事業者が回収 空きビン類、金属類などにつ いては、資源回収業者・廃棄物 古紙類、古布類、空き缶類、



手数料がかかります。 ※20㎏あたり300円の処理 入前に清掃センターに確認し できない場合があります。搬

ホームページに掲載していま 棄物収集運搬業者一覧は、県 物についての詳細や産業廃 物を定めています。産業廃棄 法律では20種類の産業廃棄



住民課 住民環境室 渋川地区広域市町村圏振興整 ☎26.2245(直通) 23 0 4 6 0 備組合清掃センター



▲渋川地区広域市町村圏振興 整備組合ホームページはこちら (ごみの搬入について)



▲県ホームページはこちら (群馬県産業廃棄物情報)



▲町ホームページはこちら (事業系ゴミの出し方)